11 居場所(第3の居場所~ゆめぽけっと とうみ~)

児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を 実施します。

様々な困難を抱える子どもたちが、多くの人とつながり・ふれあい、社会や人間性を育み、将来の自立に向けて必要な資質・能力を身につけていくための常設型居場所です。

対 象 者

家庭環境に課題を抱える子どもや学校になじめない小学生

内容

生活支援や学習支援、食事の提供等

利用時間

午後1時~8時

※利用については、子どもサポートセンターにお問い合わせください。







問い合わせ先 ・・・ 子どもサポートセンター (子ども家庭支援課) TEL 7 1-0 4 5 0